

平成22年第2回美祢市議会定例会会議録

平成22年5月24日(月曜日)

1.出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 馬屋原 眞 一 | 2番 | 岡 山 隆 |
| 3番 | 有 道 典 広 | 4番 | 高 木 法 生 |
| 5番 | 萬 代 泰 生 | 6番 | 三 好 睦 子 |
| 7番 | 山 中 佳 子 | 8番 | 岩 本 明 央 |
| 9番 | 下 井 克 己 | 10番 | 河 本 芳 久 |
| 11番 | 西 岡 晃 | 12番 | 荒 山 光 広 |
| 13番 | 柴 崎 修一郎 | 14番 | 田 邊 諄 祐 |
| 15番 | 山 本 昌 二 | 16番 | 布 施 文 子 |
| 17番 | 佐々木 隆 義 | 18番 | 原 田 茂 |
| 19番 | 村 上 健 二 | 20番 | 大 中 宏 |
| 21番 | 南 口 彰 夫 | 22番 | 安 富 法 明 |
| 23番 | 徳 並 伍 朗 | 24番 | 竹 岡 昌 治 |
| 25番 | 河 村 淳 | 26番 | 秋 山 哲 朗 |

2.欠席議員

な し

3.出席した事務局職員

事務局 長 重 村 暢 之 主 査 岩 崎 敏 行
係 長 岡 崎 基 代

4.説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------|-----------|--------------|---------|
| 市 長 | 村 田 弘 司 | 副 市 長 | 林 繁 美 |
| 総 務 部 長 | 波佐間 敏 | 総合政策部長 | 田 辺 剛 |
| 市民福祉部長 | 山 田 悦 子 | 建設経済部長 | 伊 藤 康 文 |
| 総合観光部長 | 山 本 勉 | 美東総合支所 支 所 長 | 藤 井 勝 巳 |
| 秋 芳 総 合 支 所 長 | 杉 本 伊 佐 雄 | 総務部次長 | 福 田 和 司 |
| 総 務 部 長 | 倉 重 郁 二 | 総 務 部 長 | 川 島 茂 |
| 財 政 課 長 | 末 岡 竜 夫 | 税 務 課 長 | 杉 原 功 一 |
| 総合政策部長 | | 市民福祉部長 | |
| 地域情報課長 | | 市民課長 | |

| | | | |
|--------------------|------|-----------------|-------|
| 市民福祉部 地域福祉課長 | 田代裕司 | 総合観光部 観光総務課長 | 綿谷敦朗 |
| 教育長 | 永富康文 | 病院事業 管理業者 | 内藤克輔 |
| 代表監査委員 | 三好輝廣 | 消防長 | 坂田文和 |
| 会計管理者 | 久保毅 | 上下水道事業 局長 | 中村弥壽男 |
| 教育委員会 事務局 局長 | 金子彰 | 病院事業 管理部長 | 藤澤和昭 |
| 監査委員 事務局 局長 | 西山宏史 | 建設経済 部長 | 斉藤寛 |
| 市民福祉 課長 | 古屋勝美 | 農業委員 局長 | 古屋安生 |

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1号 専決処分の承認について（美祢市税条例の一部改正について）
- 日程第 4 議案第 2号 専決処分の承認について（美祢市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）
- 日程第 5 議案第 3号 専決処分の承認について（美祢市都市計画税条例の一部改正について）
- 日程第 6 議案第 4号 専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第 7 議案第 5号 平成22年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 6号 平成22年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 7号 美祢市秋芳地域情報通信施設の指定管理者の指定について
- 日程第 10 議案第 8号 美祢市固定資産評価員の選任について
- 日程第 11 議員提出議案第5号 美祢市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 12 常任委員会委員の選任について
- 日程第 13 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 14 議会運営委員会及び常任委員会の正・副委員長の氏名報告について

日程第 15 美祢市萩市競艇組合議会議員の選挙について

日程第 16 仮議長選挙について

日程第 17 議長及び副議長の辞職許可について

日程第 18 議長選挙について

日程第 19 副議長選挙について

日程第 20 議席の一部変更について

6 . 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより、平成22年第2回美祢市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

会議に入ります前に、このたび、中国市議会議長会より表彰がございました。表彰状並びに記念品は、先刻、議長室において伝達いたしました。

被表彰者のお名前を事務局長から報告いたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） それでは、御報告申し上げます。

中国市議会議長会表彰、正副議長3年以上、秋山哲朗議員、河村淳議員、議員16年以上、南口彰夫議員。

以上報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 次に、4月の人事異動によりまして、職員の異動がありました。この際、執行部より紹介がございますので、よろしく願いいたします。林副市長。

副市長（林 繁美君） 只今議長からお許しがありましたので、4月1日付職員の人事異動が行われました。本日出席の異動の職員を御紹介させていただきます。

まず向かって議長席左側からになります。総合政策部長、田辺剛、続きまして、美東総合支所長、藤井勝巳、続きまして、税務課長、川島茂、続きまして、地域情報課長、末岡竜夫、市民課長、杉原功一、観光総務課長、綿谷敦朗。続きまして、向かって右側になります。病院事業管理者、内藤克輔、続きまして、上下水道事業局長、中村弥壽男、続きまして、教育委員会事務局長、金子彰、続きまして、病院事業部長、藤澤和昭、最後ですが、議会事務局庶務係長、岡崎基代。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（秋山哲朗君） これより会議に入ります。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本臨時会に、本日までに執行部から送付してございますものは、議案第1号から議案第8号までの8件でございます。

また、本日、机上に配付してございますものは、会議予定表、議事日程表（第1号）、議案付託表、議員提出議案第5号、以上4件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において村上健二議員、大中宏議員を指名いたします。

日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期、臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第 3、議案第 1 号から日程第 10、議案第 8 号までを、会議規則第 35 条の規定により、一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日、提出いたしました議案 8 件について御説明を申し上げます。

議案第 1 号は、美祢市税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたびの改正は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成 22 年 3 月 31 日に公布され、平成 22 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、美祢市条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容としましては、個人住民税におきましては、納税方法の見直しが行われたこと、また国においてたばこ税の税率の見直しが行われたことに伴い、市税条例におきましても市たばこ税の税率の見直しを行ったものであります。

以上、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

議案第 2 号は、美祢市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除

に関する条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたびの改正は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成22年3月17日に公布され、平成22年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容としましては、過疎地域自立促進特別措置法において、課税免除の対象となる業種の一部が変更されたことと、適用期限を平成23年3月31日までとする延長を行ったものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第3号は、美祢市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたびの改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、平成22年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市都市計画税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容としましては、本条例の附則第13項の読替規定において引用している地方税法附則第15条固定資産税等の課税標準の特例措置において適用期限満了による条項の廃止に伴い、項番号の所要の改正を行ったものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第4号は、美祢市国民健康保険税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正をする政令が、平成22年3月31日に公布され、一部の規定を除き、平成22年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容としましては、国民健康保険税における基礎課税額の限度額を47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を12万円から13万円に改正し、国民健康保険税の減額において応益・応能割合にかかわらず7・5・2割軽減を可能とするとともに、リストラなどで職を失った非自発的失業

者に対し国民健康保険税の負担軽減を講じるため、前年の給与所得を100分の30に軽減して税額を算定するものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第5号は、平成22年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

これは、平成21年度の観光事業特別会計の決算見込みにおいて、単年度収支では1億9,054万3,000円の黒字が見込まれますが、平成20年度の赤字に対する繰上充用金が13億7,368万4,000円必要としたことから、差し引き11億8,314万1,000円の歳入不足が見込まれますので、地方自治法施行令第166条の2によりこれを繰上充用するため、平成22年度予算の補正を行うものであります。

この繰上充用に伴い予備費を2億5,500万円減額することとし、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億2,814万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億969万9,000円とするものであります。

議案第6号は、平成22年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

これは、平成21年度の住宅資金貸付事業特別会計において、住宅資金貸付金の償還金の未納により、平成21年度において3,290万円の歳入不足が見込まれますので、地方自治法施行令第166条の2により、これを繰上充用するため、平成22年度予算の補正を行うものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,290万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,464万7,000円とするものであります。

議案第7号は、美祢市秋芳地域情報通信施設の指定管理者の指定についてであります。

当施設は、農村地域における通信及び広報のため、情報活動の自立を図るために設置されたものであり、現在、当施設の指定管理者として、美祢市秋芳有線放送電話協会を指定しておりますが、平成22年6月30日をもって指定期間が満了とな

ります。

同協会は、平成3年10月より業務を受託しており、また平成19年7月から指定管理者として当施設の管理運営に携わっており、その間に蓄積された専門的かつ高度な技術やノウハウは、今後の当施設の適切な管理運営に資するものと認められるものであります。

さらに、同協会は当施設の運営のために設立され、有線放送電話加入者で組織する公共的団体でもありますことから、施設の性格、規模、機能等を考慮した結果、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域の活力を積極的に活用した管理を行うことが適当であると認められるものであります。

つきましては、平成22年7月1日から平成25年3月31日までの2年9カ月間、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項に基づき、公共的団体である美祢市秋芳有線放送電話協会を公募によらない方法により指定管理者として再指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第8号は、美祢市固定資産評価員の選任についてであります。

美祢市固定資産評価員につきましては、税務課長の職にある者を選任しておりますが、本年4月1日付の人事異動により税務課長に異動があり、前固定資産評価員は本年3月31日付をもって退職となりました。よって、新たに税務課長となりました川島茂を固定資産評価員に専任したいので、地方税法第404条第2項の規定により市議会の同意を求めるものであります。

以上、提出をいたしました議案8件について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより議案の質疑に入ります。南口議員。

21番（南口彰夫君） 市長の専決処分は地方自治法に定められたものではありませんが、できれば3月議会に既に国会で審議も並行してなされているものであれば、ある程度のものは報告事項、事前報告事項として必要なものがあるのではないかと思いますし、しかも4月1日から施行ということになれば、当然4月の早い時期に臨時議会を招集すると、あれから考えたらもう今24日か、6月議会の直前なんです。

ですから、これがその例え専決処分、専決処分のその趣旨をここで地方自治法に基づいて私がとうとうと説明をすることもなく市長並びに執行部の方、御存知だろうと思いますが、やむを得ない場合なんです。ですから、いち早く議会に報告をするということにおいては、余りにも時間が経ち過ぎているというのが1点です。

それから、この税法上の改正についての市長の報告等を市民の方々がMYTを通じてどう受けとめているかと言えば、非常に簡単にわかりにくいですという意見が大多数です。で、私はそこで、まず第1号議案の市条例の改正で個人住民税にかかわりたばこ税率の見直し等について、この改定が美祢市と美祢市民のためになるのかどうなのか、その点をわかりやすくお答え願いたいと思います。

以上。

議長（秋山哲朗君） 川島税務課長。

総務部税務課長（川島 茂君） 只今南口議員さんのお尋ねでございますが、まずたばこ税のほうからまず御説明させていただきたいと思います。

これにつきましては、一応国のたばこ税がかなり今上がりましたということと、地方税、県税、あるいは市税、併せまして国税と同じようなバランスをとっているということで、健康管理、あるいは税収と、この側面、両面から今回、納税改正がなされたものと。

市民にとってということになりますと、税額とすれば伸びるかなというふうに理解をしておるところでございます。

税でございますが、今回の収納の方法がちょっとかわりました。これにつきましては65歳以上の年金の受給者と、いわゆる給与の受給者につきましては、給与は給与から年金は年金からという源泉徴収方法が示されておりましたが、60から65歳までの年金における収納の方法につきましては、普通徴収ということになっております。

今回の改正につきましては、年金につきましても給与のほうから一括して源泉徴収をすることができるということになっております。それまで年金につきましては、60歳から65歳までにつきましては徴収の方向が決まっておりませんので、普通徴収で、給与につきましては源泉徴収という、この二本立てでやっておりますものが、一括して給与から源泉徴収をするということが出来ますことから、事務的には簡略になったものというふうに考えております。ただ、免税額その他につきましては

は税額の変更というものはございません。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 只今の答弁からすると、とりあえずたばこ税についてはそのたばこを吸う人のおかげでたばこの税収が多少伸びるかなということについてはメリットはあるが、余りヘビースモーカーがいっぱいタバコを吸うと、環境も含め受動的にこう吸わない人が悪影響を受ける可能性もあると。極めてわかりやすいお答えでした。

じゃあそのことについてはとりあえず税収が伸びることを期待いたしまして、ただし先ほどの納税法の見直しですか、これの見直しで、結果で恐らく源泉される方、現役で働いている方の所得税で徴収する市県民税を所得税等々、同じ手法で事業所から徴収する方法と、もう一つは、今の説明の中では年金受給者からも徴収する方法が見直しがなされたらと、そのことによって市民の、さらには年金受給者の負担がこう重くなるのか、それとももったこの何と言うかね、負担が重くなるかどうかということと同時に、少しややこしくなってくるんじゃないかという点はどうお考えですか。

議長（秋山哲朗君） 川島税務課長。

総務部税務課長（川島 茂君） 只今の納税方法でございますけども、税額そのものの負担についてはそれは年税額でございますので、それについての負担の増減というものはございません。

ただ、御指摘のように、今まで年金については普通徴収、あるいはまた給与分については源泉徴収という今まで2通りの方法でやっておりました。これが一本化することができるということで、事務的には簡素化ができると、市民についての税額その他についての御負担はないものというふうを考えております。

議長（秋山哲朗君） 日程第3、議案第1号専決処分の承認について（美祢市税条例の一部改正について）の質疑を行います。三好議員。今の質疑はございません。この今の市税条例の一部改正についての質疑ということですか、ちょっとまだそこまで言ってないから、もうちょっと待ってください。

質疑を行います。質疑はございませんか。どうぞ、三好議員。どうぞ。

6番（三好睦子君） 済みません、失礼しました。

今の説明ですが、年末調整や確定申告のときの扶養親族の申告を美祢市にするわけですが、そうした場合は年末調整や確定申告のときの扶養の申告はどうなるのかということと、それから、年度内に失業とか給与所得者でなくなった場合があると思いますが、そういうときはどうするのかということと、それから、給与支払者の事業者の方が申告をするようになってますが、中小業者の社長さんは社長であり事務員であり従業員であるということも考えられますが、中小業者の方の負担が多くかかるとは思います。その線引きというか許容範囲というかしなくてもいいよとか、あるいはあるのかということと、今の説明の中では、必ずしもこの特別徴収でなくてもよいのが含まれていたのではないかと思います。どうなんでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 川島税務課長。

総務部税務課長（川島 茂君） 只今三好議員さんの御質問でございますが、この扶養申告のことでございますが、今まで事業所で、言われたように、事務がやっていただけたところは本当に助かっております。ただ、このたび、こども手当という関係から連動いたしまして、扶養の今度は申告の義務というものが今回うたわれております。

で、これにつきましても、年度途中の退職その他の件についてはどうかという御質問がございましたが、それにつきましては、また普通徴収ということでまた対応を、源泉徴収から普通徴収という方法にまた収納の方法を変更させていただくという手続きになります。

また、企業のできるどころ、いわゆる小規模でその源泉徴収事務を当然そこまで手が回らないよという企業があった場合につきましては、おっしゃる通り、これは源泉徴収はすることができますと、年金の分につきましては、これにつきましても、給料につきましてもそういう対応ができないよということであれば、普通徴収という方法で対応をさせていただくというふうに考えております。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第1号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。
三好議員。

6番（三好睦子君） 公的年金にかかわる住民税の給与の天引きの制度には反対です。政府の財源難を理由にそうした天引き制度で簡単に税金天引きをすると。そしてたばこ税の値上げなど本当に簡単に財源の確保ができるようなこうしたシステムというか、そういった国民、一言で言えば本当庶民いじめというか、そういった政策は許せません。

そして、この中にもありますが、説明の中にはありませんでしたが、この中にあるんですが、株式、上場株式の配当や譲渡所得の税率は20%のところは10%に軽減するというのがまた引き続き、続いております。こうしたことは本当に大企業や大金持ちの優遇政策なので、本当にこうしたこの制度に関しては賛成できません。

国が決めたことだからと言われますでしょうが、自治体は住民の暮らしを守る防波堤となるべきだと思ひまして、このことを述べまして反対意見といたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。本案について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第2号専決処分の承認について（美祢市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 対象地域も含めて具体的な対象はこの資料だけじゃ少しわかりにくいので、補足説明をちょっとお願いいたします。

議長（秋山哲朗君） 川島税務課長。

総務部税務課長（川島 茂君） 只今の南口議員の御質問でございますけども、対象地域は全域になっております。美祢市の全部、全域というふうに対象になっております。

21番（南口彰夫君） 固定資産税の減免のというのはその具体的に対象地域に併せてその中身がよくわからんというんです。

ちょっともう一回ゆっくり。

専決処分がないときには税制度の改正は所管のそれぞれの委員会で相当時間がかかって審議するんよね。それで、だからそのさっきのたばこ税でももう少し聞きたけりゃ例えば今のたばこ税が美祢市に入ってくる額がいくらで改正後はそのどの程度の伸びになるのかという、そうした議論ができるよ。

ところが専決処分の場合は、その専決処分じゃから、市長の決裁で議会で事後報告ということでその中身についてここにあるその現行と改正案という形だけでその私らに示されると。ところがましてその市民の方々がこうした報告等を見て、聞いてやっても非常にわかりにくいと、その過疎地域、ちょっと聞き方が悪かったんですけど、過疎地域ちゅうのはこの美祢市が指定されちよることなんですね。

その中で、課税免除に関する条例の一部改正に関する専決処分なので、課税免除というものの対象が何なのかということと、具体的に免除されて以後どう中身が変わるのかという意味で対象と言うたんです。対象地域とちょっと言い方が間違っただんですけど、その辺をちょっとゆっくり説明してもらいたい。

議長（秋山哲朗君） 川島税務課長。

総務部税務課長（川島 茂君） どうも失礼いたしました。今回、お手元にございます参考資料の20ページを見ていただけるかと思っておりますけども、ここに現行案と改正案というものがお示ししてあるとおり、ここにあります斜線、アンダーラインの部分が今回改正されたものでございますが、今までは製造の事業、ソフトウェア業、もしくは旅館業というものがその地域、エリアといいますか、範囲というものでございましたが、そのソフトウェア業というものが右の改正案のように情報通信技術利用事業というものに今回かわるということでございます。

これにつきましても、そこにあります設備、新設、または増設したものにかかる固定資産税の課税免除ということになっておるところでございます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君）　ということなんですね。だから、ソフトウェア業という表現が情報通信技術利用業にこの名称がかわると。で、これは恐らく7号議案のときに出てくるその情報通信施設の指定管理ということに絡んでくるのかなと思ったからちょっとお聞きしたんですが、このソフトウェア業をわざわざこういう形でかえた趣旨とその対象ですね、実際に市内の業者も含めて。具体的にどういうところが対象になってどのような税務措置をされるかというのは、把握がまだあれでしたらまた後の委員会なり後日でもよろしいんですけど、この辺がちょっとそのよく私自身が理解をできていないので、と思って御説明を願いたいと。

ただ、今すぐということではなければまた後日調べた上で、詳しく知りたいので。

議長（秋山哲朗君）　波佐間総務部長。

総務部長（波佐間　敏君）　只今の御質問のソフトウェア業が今回廃止されて、新たに情報通信技術利用事業というのがこの減免対象の事業として追加されたわけですが、この情報通信技術利用事業というのは通称業界でコールセンター、コールセンターという事業になる、該当するということです。

コールセンター事業というのが大企業とかが問い合わせ窓口を専門に取り扱う部門の業種で、顧客から電話対応によってそのある意味、苦情とか相談とかそういう部門の電話の無料サービスを担当する部門、それがコールセンターということで、その企業の本社とか事業所とかを地方に置いて、その業務だけを専門に取り扱う部門を地方のある一定のところに、それ専の事業所として設立するということが最近、特に顕著に見受けられるということで、地域の、地方の過疎地域の活性化も含めてこの業種を過疎地域の課税免除の対象とするということが新たに追加されたということです。

議長（秋山哲朗君）　南口議員。

21番（南口彰夫君）　そこでさっきからお尋ねしよるのは、それが対象に、美祿市の今の市内の事業所の中でも含めて、対象になる事業所があるのか、それとももうちょっと将来的にも含めてその可能性があるのか。で、とりわけ今、美祿市はそれこそ観光立国と併せながら産業の振興、企業の誘致等も含めて取り組んでいく重要な時期なんですが、そうした点でこの条例改正に伴い、何らかの具体的なこう手立てを今後、執行部はとっていく道を開いていく、そうした条件があるのかも含めてお答えできればしていただきたい。

議長（秋山哲朗君） 波佐間部長。

総務部長（波佐間 敏君） 現時点におきまして市内の企業にこれに該当するものはないというふうに考えておりますけれど、将来にわたってはこのコールセンター業務というものが過疎地域とか都市部とかそういう条件を選ばない、過疎地域においてもこういう事業が進出してくる可能性は十分にあるというふうに考えておりますので、美祢市としてもそういう部門に働きかけを行って、こういう事業所の進出を、進出していただけるように働きかけを行っていかうというふうには考えております。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 執行部にちょっとお願いをしておきたいんですが、この連休を通じて、私、美祢東インター、御存知ですよね、オープンしたのを。あれをもう10回以上、上がって小郡で下りてまた入って下りてきて、下りてみたときにぐるっと回って見るんですが、目の前にその田代台病院は今まで看板しか見えんやっただものが田代台病院が丸見え、はっきり見えるようになったぐらいで、あの線をどういってもなかなか秋吉台を初め観光に結びつくようなこう道というか、案内板も含めてですね、今からの事業だろうと思うんですが、そういった点で、これは産業振興の特別委員会の方で議論していくようになると思うんですが、あの十文字原の活用も含めて産業振興条例の制定を含めて、この1年間非常に大事な時期に差し掛かってくると思いますので、このここを見たときにこの活用、過疎との関係で、この活用を一緒に執行部等を含めて議論をしていく必要があるんじゃないかということで、できればこの法改正に伴い、こうしたものを活用していくことを国や県との関係で大いにしていく、議論をしていく必要があるので、それにかかわる資料等を、情報を積極的に集めていただきたいと、それを議会や委員会に反映をして大いに議論をしていきたいと思いますが、その点での御協力はお願いできるでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 南口議員の御質問と言われるよりも、依頼、お願いという形になるかと思っておりますけれども、今おっしゃったことは非常にこの美祢市の将来にとって大切なことだと思います。当然のごとくこれは私を含めて行政サイド、執行部サイドを考えていくべきことですが、併せて市政を運営していく両輪の議会サイドをですね、共に考えていただきたいというふうに思っておりますので、積

極的に出すというよりもこちらからお出しをして一緒に考えていただきたいというふうを考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第2号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 賛成の立場で意見を述べます。

過疎地域に指定して地方交付税で手当てされている過疎債の発行などを通じて地域を支援するということなんですが、対象事業、ハード事業だけでなく山間地の交通手段の維持や地域医療の確保などソフト事業にも広げられたこの改正の中には盛り込まれています。

そうした中で、市内の高校に通学する生徒さんや山間地の高齢者の移動のための交通手段など充実をさせていただきますようお願いをいたしまして、意見といたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。本案について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第3号専決処分の承認について（美祢市都市計画税条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第3号の討論を行います。本案に対する御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。本案について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第4号専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はありますか。三好議員。

6番（三好睦子君） 国保の負担軽減ですが、こうした負担軽減措置が受けられる人の周知徹底は窓口で対応と思いますが、これは自己申告がない、自己申告で対応されるのでしょうか。この制度の軽減措置を知らなかったらそのままということにならないのかちょっと心配ですが、どうなのでしょう、お尋ねいたします。

議長（秋山哲朗君） 杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） 只今の三好議員の質問にお答えいたします。

今言われましたのは応益割に関係なく7割、5割、2割の軽減ということでしょうか。それでなりましたらそれにつきましては当局の市のほうで計算いたしまして、それに合うような形で減額させていただくようになっています。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 7割、5割、2割の軽減ではなくて、非自発的失業者、その件でお尋ねいたしました。

議長（秋山哲朗君） 杉原課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） どうも失礼いたしました。

非自発的失業者に対する負担軽減ということなんですが、これにつきましては御本人の申告という形になりませんと、その該当者に当たるかどうかというのがわからないものですので、申告していただくことになっています。

これにつきましては、市報等を通じましていろいろな方にお知らせできればと考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 三好議員、よろしいですか。そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第4号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。
三好議員。

6番（三好睦子君） この制度に限らずいろんな制度があります。そういった制度を知らない、広報に載せているからとは言われますが、知らないままでいろんな制度を、得をすればちょっと辺ですが、こういったせつかくある制度を知らないままに今のような、例えばですね、こう安く、軽減されているのにそれを知らなために高い国保を払ってしまったということもあるかと思っております。だから、この制度の終始徹底をしっかりとっていただきたいと思っております。でないと、本当に知らなために今のような失業になられた方が払えなくて、滞納をうむということにもなります。この制度をしっかりと伝えていただきたいと思っております。

そして、今回の改正では、市の実情に応じて、低中所得者の負担、税の負担の軽減が図られるようになって、政令で定められた市の応益負担にかかわらず軽減になったということには本当に賛成です。

また、雇用保険の受給資格を持つ人で、倒産とか解雇などの予期できない理由によって再就職を準備する余裕もなく、離職を余儀なくされた人や期間を定める労働契約が更新されなかったことなど、その他のやむを得ない理由で離職した人を2年間に限り国保の算定額を100分の30にしたと、そういった面でも本当にそうしたことに賛成です。

今回の改正は、国民みな、庶民、国民、高過ぎる国保とそして払えない国保の引き下げを求める国民の大きな運動が反映されたものだと、本当によかったと思います。だからこの議案には賛成ですが、こうした非自発的失業者の方に限らず、本当に国保が高くてもう大変だという、そういったのもまだこれからも考慮していただきたいと思ひまして意見を述べまして、この議案には、こういった国民の大きな運動が反映されたと、本当にありがたく思ひ、この議案には賛成いたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第5号平成22年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 大きくは2点ほど御質問申し上げたいと思いますが、その前に、平成20年度の単年度収支、約2億円近い黒字が見込まれるということで、当局、御努力をされたことに対しまして評価をしたいと思ひます。

その上での質問でございますが、実はこれと直接関係ないかもしれませんが、旧、どう言ったらいいですか、観光協会、それぞれ三つ美祢市内にありましたものが3月31日をもって全部解散をし、新たな観光協会ができたというふうに認識して

おります。そうした中で、1点目は、22年度事業、いつごろから開始されるのか、補助金は恐らく4月より稼働するということでの3月議会に提案されたというふう
に認識しております。

そういたしますと、ややもう2カ月も経過しようとしておるにもかかわらず、観光協会がどうなったというような話もまだ聞いておりません。大変申しわけありませんが、その辺の経過説明をお願いしていただきたいと思ますし。

2点目は、これはちょっと資料を見せていただいたんですが、アンテナショップの観光協会が、新しい観光協会が業務委託を受けてやるというような話がありました。このことにつきまして、市長の予算に対する説明が放映されましてそれを見させていただきました。そうした中で、観光協会という特定の団体に委託されているということでございますので、その内容と委託する経緯について、2点に関して御説明をお願いいたします。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員、発言の中で、平成20年度の単年度収支と言われたけど、21年度の単年度収支じゃないかと思うんです。

山本観光部長。

総合観光部長（山本 勉君） 観光協会の件についての報告なんですけども、今の状況をお話しますと、3月いっぱい旧協会、秋芳、美東、美祢市、これ一応解散をしております。で、その解散を受けまして、いろいろな今、諸準備を、合併の協議会というのをつくっておりますので、6月の中旬ですね、これを新美祢市の観光協会で設立をするということで準備を進めているところでございます。

で、今の協会の件については、今のような状況になっております。

で、アンテナショップにつきましては、一応、今、観光協会の方に事業の方を委託ということで考えておりますけれども、このアンテナショップの維持と言いますか、これはやはりその年間150万人の方が秋芳地域に来られるわけです。秋吉台、秋芳洞を含めての話なんですけど、その中で、美祢市からのまず情報がまだ全く発信できてないという実情が現場ではあります。

そういう意味を含めまして、情報の発信をする大きな目的と地域の埋もれたやはり特産品をひとつブランド化していきたい、その大きな足掛かりにできたらということを考えております。

で、直接その協会が委託で受けるわけですけども、そのブランド化ができれば、本当特産品として大きな位置づけができれば、やっぱり美祢市内の商工業者の方等にもそういうものを地域の中で広めていきたい、その起爆剤にしたいという思いで今から協会が設立すれば準備をしていきたいという考え方をっております。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 先ほど議長から指摘を受けましたように、多年度収支、20年度と申し上げましたが21年度、見込みでございますけれども、努力されたということで訂正をさせていただきます。

それから、今部長のほうからお答えがありました、常任委員会で多分これ付託されると思います。で、設立協議会とそれから新しい観光協会、これに対する補助金の問題をもう少し委員会で詰めていただきたいなと思うんですね。

本来なら補助金が恐らく新観光協会として出されているのか、あるいは設立協議会の方に出されているのか、その辺も含めて、まだ稼働してない協会にどうするのかというようなことも含めて議論していただきたいなという要望を加えまして終わりたいと思います。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 歳入歳出ことしも非常に厳しいということで、今の質問の中で観光協会の果たす役割ということはある程度、意見が出されたんですが、私はそもそも話をちょっともう一度確認をとりたいと思うんですが、その美祢市の行政が行う地方自治法に基づいて、美祢市が直接的に行う、行政が行う観光事業とその上での観光協会。で、従来、旧美祢市では改選後、新人議員も含めて年度ごとに全議員が観光協会に加入をするということで、逆に言えばまあ行政と観光協会が一体でものごとを対応すると、観光協会からも積極的ないろんな提案がなされるし、行政からも意見を交換するということがなされてきたんですが、このたびはほかの議員の方はよくわからないのですが、観光協会への加入をいたしますかどうかという文書が回ってきたんです。当然美祢の議員ですから観光協会に協力をしなければならぬと思って加入するという手続きを送ったんですが、それはその後、どう処理をされるのか、まだ会費を払ってないので、今後2カ月もたって会費を払ってないというのでいいのかなとは思いますが、そこで一番大事なのは、行政と観光協会のかかわりあい方なんですね。

ですから、地方公務員法という法律で選ばれた公務員の立場と、それからこの協会という、協会というのはあくまでもどんな団体であろうが任意の団体なんですね。ですから、ここの任意の団体が実質的に事業を計画しやっていると、ところが当然その私、先日も島根県に行っただけです。で、たまたま人生がくたびれてきちよるから長い旅、列車ですと、おきで新山口から出て、それでずっとおきで帰ってきたんですが、駅の大田市なんです、駅の入り口に、小さな駅なんです、美祢市とそれほどかわらんです。小さな駅なんです、その隅っこに観光案内所というのがつくられているんです。

で、そこで当然行き先はどねしてええかわからんで、タクシーで行こうか歩いて行こうか、尋ねながらそこで観光案内を受けたんですが、そこでは観光案内が案内所が少なくとも車のメイン通りに1カ所とそれから電車やらバスで降りてこられるメインの駅の、そのまの駅のところに1カ所置いてあると。

で、当然自分たちは観光協会の職員で、話の内容でいけばかなり実質的なこう観光計画を立てながらいろいろ職員の配置や観光窓口も大分こう変わったらしいです。そこにおられた女性から言えば、本当にどこに観光の案内所をその市として全体で置くのがよいのかというのはやってみながら、いろんなところに観光案内所をつくってきたが、今はこの二つが落ち着いているということなんです。

ですから、その観光事業を大きく、たくさん予算を使いながら行政で議論しながら、観光協会は下請けじゃからあせこうせということで、使っていく存在で扱うのか。それとも、もっとその会員さんを、逆に言えば会ですから、会員拡大を図りながらその会の目的をより充実しながら、その町の観光の発展に寄与していくという会そのものの組織を大きくすることと、中身を濃くしていく、それとの関係で、この対等の立場で行政と議論をし、必要な援助を受けていくのか、そうした性格をですね、がちょっとそのよくというか、全然ようわからんです。

その中で、安易に美祢市の財政が、非常に逼迫している財政がどんどん流れていくということになれば、市民の大きな批判が出てくるのではないかと思いますし、いま一度そうした点を整理していく必要があるのではないかと思います、いかがですか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 只今の南口議員の御質問ですが、大きな話になっておるよう

ですので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

実は、旧一市二町の観光協会、先ほど山本部長からお話が、説明を申し上げたようにですね、解散をしていただいております。それは新しい新市としての1本の観光協会になっていただきたいということで解散をしていただいて、今いろんな手続き上の問題で設立が遅れておりますけれども、私の願いは、願いでお話をさせていただきます。

実は、今美祢市というのは御承知のように、秋芳洞を中心とした観光事業は行政が持っております。直営をしております。ですから、収入、それから支出については直接私のほうで手がふるえるというのは、これは全国でも非常に珍しい観光事業というのは議員の方は皆、御承知だろうと思いますけれども、それはそれとして、私のほうで行政として非常に強い力を持ってこの美祢市全体の発展のためにやっていきたいというふうに思っておりますけれども、実は官と民、民と官と言うものはですね、先ほど議会と執行部は両輪というふうに申し上げましたけれども、実はその市全体のことで考えるのであれば、行政というのは市と執行部とそれから議会が一体となって振興に向かっていきますけれども、それは両輪であって一つの玉になって、一方では市民のほう、民間の活力がまた一体となったものと両輪ということも言えると思います。

ですから、市民の方々、ですから言いかえれば、この場合は観光協会が自立的に、自発的にものを考え、その観光事業をやっていく中で、どういうふうにこの美祢市全体を底上げできるかということをやっていただきたいということで、今観光協会、一本化に向けて非常に努力をされたということです。

ですから、官が持っているこの観光事業と、それから新しい観光協会が、やはり両輪であるべきだろうと思っています。

ですから、かつてこの美祢地域の観光協会というのは大きな観光事業体がなかったですからそういうことができなかつたし、かつての美祢市は観光事業を持っておりませんでした。しかしながら、今の新美祢市は違いますので、それを踏まえた上でこの観光協会ですね、新観光協会が大きくなっていただきたいということは、この底辺を広げていただきたいという思いも私はあります。

ただし、私の思いはありますけれども、私の思いだけで観光協会が運営をしていただくと、さっき申し上げたように両輪になりませんので、それも私の思いとして

は若干伝えさせていただきますけれども、観光協会の中でこれは一生懸命練ってもらいたいし、議論していただきたいという思いが強いということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 今の市長の答弁だったら、官は当然行政でしょうけど、民の観光協会が、観光が果たす役割は、観光協会が果たすという印象だけだったんですが、旧美祢市でやっぱり最大に失敗したのは、ニュージーランド村やそのサーキット、これがやっぱり行政との関係で最終的にはやっぱり孤立した形で結局衰退していくと。

で、結局、今の時点ではサファリの、サファリランドですね、こうしたこの本当に純粋に民間で資本を投資し、なおかつその利益を上げなければならないという努力をされているところがたくさん、美祢市の中でも私が22年前、美祢市の地に足を踏み入れて以来、当時は非常に家族的な小さな牧場だったんですが、この20年間いろんな形で苦勞をされて、やっぱり守ってこられた。そういった点じゃあ美祢市の水神公園のそうめん流しもそうなんですが、地域の方々が支えてその一つの観光をつくり上げている。そうしたその民間の方々の観光に対する思いや事業をどうくみ上げていくんかといった点では、観光協会そのものがそうした人たちがたくさん寄り添う、集うような団体でなければならないと思います。

そうしたところに初めてそうした民間の方々がたくさんいろんな事業所も含めて参加されるところに、呼び水として行政の援助が10倍にも20倍にも跳ね返ってくるということで生きてくるのではないかと思います。

そうした立場を踏まえながら、観光協会の果たす役割をきちんと行政との関係で位置づけなければ、ただ単に親方日の丸の行政が金を出してやる下請けの観光協会だから適当におまえら、おれらの言うことを聞いてやっちょけという受け身になってしまったんじゃ、それはそれこそ同じことの過ちを繰り返すのではないかと、若干心配しまして、再度、その点を確認のためにお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 再質問ですが、我々今、新市の総合計画を作り上げて初年度

として出発しています。それをベースに新総合観光計画を今年度中、早い時期に策定するというにいたしております。これが行政の役割です。

ですから、この市、観光だけに特化させて言えば、総合計画の中で、総合観光計画の中でこの市を観光事業に使ってどういうふうに振興するかという柱は、当然のごとく行政としてやらせていただきます。その中での観光協会の役割をきちんと位置づけていただきたいというふうに思っています。

ですから、官の言うがままに動く観光協会、逆に官から全く離れてしまった観光協会、どちらも成功した事例はないと思います。官は官としてきちんとした方向づけを持って、それはその観光協会のほうにもお伝えするし、それを実現するために観光協会として、市長、こういうふうなやり方もあるんじゃないかということ、観光協会のほうから出していただけるような観光協会になっていただきたいというのが私の願いということです。

先ほど、大田市の名前を出されましたけど、先週、大田市というのは御承知のように石見銀山、世界遺産を持っています。先週、私、大田市の市長といろいろ話をさせていただきました。向こうは人工の穴ですが、我々は自然の洞窟を持っています。それぞれ共通点を持って、それと私、今、ジオパークもやっぺいこうというふうに思っていますんで、議会の御理解でですね。向こうは世界遺産、我々はジオパーク、非常に共通点が多いんですんで、距離は離れておるけれども、それぞれで協力しあえることがあるだろうし、お互いが勉強しあうこともあるだろうかということで共通認識を持ちまして、もう既にそのほうで、事務レベルでもうアクセスをさせております。

いろんな面で、先ほどの大田市の観光協会と市のあり方も我々は勉強させていただきたいと思っております。

話がちょっと飛びましたけれども、私の思いだけを重ねて申し上げて説明させていただきます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。布施議員。

16番（布施文子君） 只今の市長さんのお答えに再度ダブるようなお答えをお願いするかもしれませんが、平成21年度の歳入が歳出に対して不足した額が11億8,314万1,000円、21年度。そして、平成20年度、前年度が13億8,

200万円という、すなわち累積赤字が2億円ずつ減ってきているということに対しましては、市長さんのいろいろな御計画、あるいは英断、それから施策等につきまして私は大きく評価いたしたいと思っております。

ただ、単純に計算すると2億円ずつ減ってこの繰上充用が6年間で解消するんだというような構想もあるようですが、私はできるだけこの2億円ずつではなくてそれを3億円、4億円と早くこの減していくことが健全な財政を取り戻すのに大切なことだというふうに思います。

そこでお伺いをしたいのですが、市長さんは今後そのどのような計画を持ってこれを解消していかれるのか、努力をされるのか、その構想をお伺いしたい。昨年は100周年ということで、市民挙げて努力をいたしました。今度は何を打たれてどのような振興策をしていかれるおつもりなのか、もしあればお伺いしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 布施議員、赤字の解消、毎年2億ずつしておるということでおほめをいただいております。結局、財政面だけのことを申し上げると、赤字の解消というのは二つ大きく柱がありますね。ですから経費を節減をしていくという方法があります。それと、これは収益的な事業ですから、お客さんをふやして、そして収入をふやすという方法、大きく言えば二つの柱があります。

経常的な経費を減らすという方法については非常に努力をしております。本当に日々再々にわたるまで行っておりますし、人件費についてもかって合併前が確か58人程度観光事業にかかわっている職員がおりまして、正規職員がですね。それを20人程度に減らしてきておりますから、この経常的な経費も図っておる。それから掃除についても職員がちょっとの間の時間できちっとするというような、細かいことまでお金を使わないでやるというふうに徹底してやってきてます。それが一つあります。

しかしながら、この収益的な事業であって、また観光事業ですから、経費を節減していく余り、サービスが低下をすることによって、この秋吉台、秋芳洞を中心として観光事業の魅力が失せてしまっはもともこもないということです。ですから財政的なものを今、3億円、毎年赤字脱出ということをおっしゃいました。私もそれは願っておりますけれども、そこに経費を節減するがことを最優先するが

余り、我々の、何遍もおっしゃいますけれども、この観光維持の魅力を失ってしまえばなにもならない。

ですから、将来的にどんどんお客さんが来ていただいて、さらにそのお客さんが素晴らしい美祢市の観光事業であったから、そういう口コミ、いろんなマスコミを通じてもっと来ようという形に持っていく必要があります。

ですから、今、私は片方の手では投資を行っております。ですから、この21年度についてもいろんな投資を行いました。もしそれをしなかったらもっと大きな黒字が出ておったかもしれませんが、瞬間的にはですよ。しかし、我々は10年先、20年先を見越したことを今やっておかなければならないことはやるべきでなんです。投資はしなくちゃいけないんです、必要な投資を。で、昨年、幸せなことに、秋芳洞開洞100周年という大きなイベントがありましたので、ある一定の大きな投資を行いました。私はそれも社会実験であるというふうに申し上げました。

ちょうどあのとき大雨が降りまして非常に難儀をいたしました。実をいうと、難儀をいたしましたけれども、そういう悪条件でも通常にまして大きなお客さんに来ていただいたということは、いかにその我々が努力をすればお客さん方が、秋吉台というのがあったな、秋芳洞があったなということを気がついていただき来ていただける条件ができるということを確認いたしました。

で、私はことはサインシステムはお客さんをどういうふうに誘導するかということ、小郡、萩、高規格道路も半分までできますから、それも使うと。

それから、秋芳洞の中、それから周辺もどれほど魅力的なことをするかということ、ことし予算化をしておりますから、当初予算としてかなり御説明申し上げたから御承知だと思います。秋芳洞の中も常設でLED、光をかえますし、イベントのときには昨年やった光響ファンタジーのようなことができるようなものを継続的にやれるような状態に今持っていこうしています、ことし中にですね。ですから、それは将来に対する投資ということですね。

それと、先ほど、竹岡議員の御質問やったですかね、アンテナショップのことがありましたけど、これもですから我々が今持っているいろんな資源を発信をさせていただくということは、それをこの前申し上げたけども、東京とか大阪にアンテナショップというのは都市部に行っているいろんな人に見ていただいて、何が売れるか何をその大人口を抱えておるところが魅力を感じるかということの高い金をかけて都

市部につくればわかるんです。それが逆に都市部から我々はここに150万人の人が来てくれてますから、あそこにアンテナショップをつくれば、アンテナならたくさん的人口を持っておられるところはどれほどのものを、どんなものを求めているかということを知りたいということで、私もアンテナショップという名前にしております。

ですから、ただ特産品を売るとかということではなしに、それによって新たな特産品をつくっていく、それがこの美祢市全体の農林産業の振興にもつながるし、それから商業ですね、その辺の振興にもつながると思ってますから、私はひとつ観光事業だけの、特化をして振興しようと思ってません。これをもって美祢市全域、全体ですね、を底上げしたいというふうに思っていますんで、いろいろこれからいろんな仕掛けを私出していただきたいと思います。また、議会のほうでそれを投げかけをいたします。またいろんな御議論をちょうだいをして、またそれを参考にさせていただいて、また将来に向かっての手を打っていきたいというふうに考えております。またいろいろ教えてください。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 布施議員。

16番（布施文子君） 今市長さんの大変心強い計画を聞かせていただきまして、ありがたいと思うんですが、きのう市長さんもおいでになられてごあいさつをなさいました。埋もれた歴史をプロデュースするという会に私も行きまして、美祢市ってすごいんだと思ってきました。この観光をつなげていくということで、埋もれた歴史ではなくて秘められた歴史等を考えてプロデュースをしていきたいと思います。大田絵堂の戦い、あるいは長登銅山ですかね、そういうものをつなげてしっかりしたものを発信していきますよというお話を聞きまして、大変拍手喝采と言うか、勇気を持って帰ってきました。

市長さんの言われる夢とそれから希望と誇り、そんなものが私たちの気づかないところにあって、それを外部から見た方々にもプロデュースをしていただけるということを感じまして、大変よかったと思っております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑は。はい、河本議員。

10番（河本芳久君） 先ほど市長の歳出に対する努力、歳入に対する、こういっ

たひとつの工夫、努力、そういったことで秋芳洞の観光赤字を改善されていると、これは高く評価していいと思いますが、この繰上充用という手法、単年度の赤字をその次の年に歳入が不足したから一次借金するという、本来繰上充用という会計処理の仕方は長期にわたって処理すべき手法ではないと、私は受けとめております。

そういうことで、これは平成11年ごろから繰上充用というような形でずっと続けてこられた。今観光協会の果たす役割等、民間の力うんぬんと言われれば、こういう繰上充用の手法についてどのように考えておられるか、まず1点。

それから、利息の面から考えてそういう手法が有利なのかどうか、この2点をひとつお願いします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 河本議員の御質問ですけれども、今おっしゃったように、旧秋芳町の時代ですね、繰上充用ずっと繰り返してこられたということです。で合併をしまして新たに私が市長にならせていただいて、財政の観光事業の再建計画をつくりました。で、御承知のように、平成21年度ですね、昨年度に、外部監査にも入っていただいております。

で、これはなぜ今繰上充用を私はいいかというふうに思っているのは、明確に今、毎年黒字をきちんと2億程度出しています。明確にですね何年後にはこのままお客さんがふえなくても、ふえなくてもきっちりその赤字は解消できるという計画が出ております。

さらに、先ほど布施議員の質問にもあったように、これから投資をすればさらにお客さんがふえればこの赤字を解消できるのが短縮できるという状態まで持ってきている。だから、だらだらだらだらだらだらこの繰上充用をするということではなしに、もう近い将来に赤字をゼロにできるという見込みを持って繰上充用しているということを外部監査、国が定めた外部監査で認めていただく、それが1点。

それと、今の繰上充用、これは利子はかかっておりません。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 河本議員、よろしいですか。河本議員。

10番（河本芳久君） 予算の中で、8億数千万の予算のいわゆる出どころですね、こういった財源を使っておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） 今回の議案第5号のこの美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）の59ページに歳入の財源は書いておりますけれど、歳入のほうには諸収入、雑入の中におきます歳入欠陥補てん収入におきまして9億2,814万1,000円見込んでいるところですが、現金収支、キャッシュフローの段階におきましては一般歳計現金、すべて一般会計、特別会計、もろもろの歳計現金をすべてトータルした中で現金を動かしている関係上、平成20年3月の合併直後、平成20年の3月、4月、5月におきましては、一次借入金が発生いたしましたけれど、平成21年の3月、4月、5月、あるいは今年の、22年の3月、4月、5月におきます一般歳計現金の収支におきましては不足を生じておりませんので、一次借入金というものを発生しておりません。

従いまして、先ほど市長が申し述べましたように、利息、この繰上充用に伴います利息というものが発生していないという状況でございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第5号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第8、議案第6号平成22年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。岩本議員。

8番（岩本明央君） 小さい数字でまことに申しわけないんですが、単純にこれの数字を見ますと、当初予算とそれから今度繰上充用の額が約20倍ですよね。で、普通我々素人が見た場合には、確かにそれは今の観光特会のような、あれはさき五、六年で解消できるということは大変素晴らしい、私も大いにあれしちよるんですが、こういうふうな数字を見た場合は、理由もさっき市長が申されましたような形なんですけど、この辺はいかがなものかと思いたしますが。

議長（秋山哲朗君） 田代地域福祉課長。

地域福祉課長（田代裕司君） 岩本議員の御質問でございますけども、おっしゃるとおり大変大きい数字でございます。で、今日、計9件の未納がございますけども、これらを平成33年までに収納してまいるわけでございます。今後、我々といいたしましても忠実にまじめに支払っていただいております方も大多数を占めております。し

かし、9名の方が償還額が滞っており、このあたりにつきましては早目に収納できるように償還指導を続けてまいりまして、繰上充用の今後、年々減少をさせていくべく努力を続けてまいる所存であります。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第6号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第9、議案第7号美祢市秋芳地域情報通信施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はございませんか。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 多分ですね、これ付託されるのは指定管理者ですから総務だと思っておりますが、総務に所属しながら質問をするのはいかがかとは思いますが、事前に準備をしておいていただきたいということで質問時間を割かせていただきます。

確かにこの事業は意義のある仕事でございますし、秋芳の有線放送電話協会の皆さん方、公募によらない方法というものも十分納得できます。ただ、この協会がお使いになっている施設に農協の資産が入っていると、そこで電柱なんかも相当農協の資産があるやに聞いております。その辺も委員会においてははっきり提示していただきたいと思っております。

なぜならば、万が一、今工事をやっております、山口ケーブルビジョンがやっておりますその有線テレビ、これが普及しまして、そして昨今他の通信機能も発達しておりますので、不要な時期が来る場合、この資産処分を含めてどこにその負担経費が帰属するのか、これが1点とその財産の内容等について、今お答えができればしていただきたいんですが、できなかつたら委員会で提示していただきたいと、このように思っています。

議長（秋山哲朗君） 田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 只今の竹岡議員のほうからお話がありました件につきまして、委員会の方で資料提出させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。河本議員。

10番（河本芳久君） この指定管理ですから、この有線放送電話協会の規約でちょっと気になるのが、第7条の理事、監事のところで、先般確か市議会よりの派遣は控えようということになっていますが、規約の中には理事が5名のうち1名は市議会よりと、監事についても市議会より。これ指定管理ですからそのあたりの規約改正は当然行われるものと思っておりますが、その辺いかがですか。

議長（秋山哲朗君） 田辺部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 資料のほうに規約をつけております。この資料の一番最後ですが、只今河本議員が言われたように、理事、監事の中に市議会から入っているのはどうかということですけど、先日、議会の議会運営委員会、会派代表者会議等でこのことについて若干協議されたということで、次回、この規約の上では今、第7条で理事、監事をどこから出すというふうに定めがあります。この規約を改正するためには総会の議決事項、この協会の、有線放送協会の総会での議決事項ということが第18条で定められておりますので、総会が6月に開催されるということをお聞きしておりますが、そちらのほうでもう議会から出さないようにということで提案されるということをお聞きしております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第7号は、所管の委員会へ付託いたします。

川島税務課長の退席をお願いいたします。

〔税務課長 川島 茂君 退席〕

議長（秋山哲朗君） 日程第10、議案第8号美祢市固定資産評価員の選任についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第8号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第8号を採決いたします。本案について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

川島税務課長の復席をお願いいたします。

〔税務課長 川島 茂君 復席〕

議長（秋山哲朗君） 川島税務課長さんには、議会で同意されましたので、この席からお知らせをいたします。

この際、暫時休憩をいたします。この間に議員の皆さんは、建設観光委員会、教育民生委員会、総務企業委員会開催をお願いいたします。

午前 11時37分休憩

.....

午後 2時43分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第7、議案第5号から日程第9、議案第7号までを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。建設観光委員長。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 登壇〕

建設観光委員長（佐々木隆義君） それでは、只今より、建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案第5号平成22年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

まず、執行部より、平成21年度の観光事業特別会計の決算見込みについて、単年度収支で1億9,054万3,000円の黒字決算となる見込みで、平成20年度の赤字に対する繰上充用金が13億7,368万4,000円必要となることから、平成20年度の繰上充用金から平成21年度単年度黒字1億9,054万3,

000円を差し引いた11億8,314万1,000円の歳入不足が見込まれますので、これを繰上充用するため今回の補正を行うものです。

歳出の前年度繰上充用金は、歳入不足が見込まれることから、平成20年度繰上充用金13億7,368万3,864円から、平成21年度の単年度収支黒字分の1億9,054万2,864円を差し引いた11億8,314万1,000円を繰上充用するものであります。

続いて、歳出の予備費は、当初、2億6,199万6,000円を計上しておりましたが、歳入欠陥補てん収入を減額するために、今回、2億5,500万円の減額補正を行うものです。

当初予算の予備費につきましては、観光事業特別会計の歳入額と歳出額を合わせるために予備費で調整を行ったものであります。歳入の欠損補てん収入について、前年度繰上充用金11億8,314万1,000円から予備費の2億5,500万円を差し引いた額であります9億2,814万1,000円を補正するものでありますとの説明がありました。

主な質疑について御説明をいたします。

委員より、観光会計について、健全に経営がなされておりますが、周りの広谷地区、秋芳地区、美祢市全体における波及効果の検証をされていればどのようにされておられるか、効果がどのように出ているか教えてほしいとの質疑がございました。

執行部より、アンケート等の検証を行っていないので、観光振興計画をつくる上でアンケートをとる予定であります。今年度の秋芳洞の入場者数1万5,161名のお客がふえておりますので、何らかの経済的効果は生まれており、個人商店については何らかの経済効果があったものと確信をしております。今後、集客等については、行政と観光協会の大きな役割であろうと思われまますので、一層の努力をしていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

慎重審査、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、建設観光委員長の報告を終わります。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員長の報告を終わります。

続いて、教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 布施文子君 登壇〕

教育民生委員長（布施文子君） 只今より、教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案第6号平成22年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、執行部より、これは平成21年度決算見込みにおいて、歳出見込みが3,490万8,000円であるのに対し、住宅資金償還金の未納により、歳入見込みが200万8,000円となり、差し引き3,290万円の歳入不足が見込まれます。これを繰上充用するため、平成22年度補正予算を計上させていただくものであります。

歳出につきましては、前年度繰上充用金を3,290万円計上させていただき、2款諸収入の住宅資金貸付金元利収入として同額の3,290万円を補正計上させていただくものであります。

以上の補正によりまして、既定予算の歳入歳出それぞれ3,290万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を3,464万7,000円とさせていただくものでありますとの説明がありました。

主な質疑について御説明いたします。

委員より、昨年度の収入額と徴収についての質疑がありました。執行部より、平成21年度決算見込みで収納額は192万6,743円です。平成20年度収納額は329万4,208円です。未償還分の徴収については、月末を中心として隣戸訪問等、積極的に実施しており、特に年末等、集中徴収期間と定め、係員全員にて対応しているところでありますとの答弁がありました。

慎重審査、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、教育民生委員会委員長報告を終わります。

〔教育民生委員長 布施文子君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 教育民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

続いて、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 荒山光広君 登壇〕

総務企業委員長（荒山光広君） 只今より総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案第7号美祢市秋芳地域情報通信施設の指定管理者の指定についてにつきまして、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、執行部より、美祢市秋芳地域情報通信施設の指定管理者の指定について議案及び参考資料により、施設の名称が美祢市秋芳地域情報通信システム、指定管理者となる団体の名称は美祢市秋芳有線放送電話協会、指定の期間は、平成22年7月1日から平成25年3月31日までとの説明がありました。

主な質疑について御説明いたします。

委員より、指定期間が7月1日から始まっている理由について質疑があり、執行部より、旧秋芳町時代、平成19年度から指定管理が始まっており、その開始日が7月1日からということです。次の期間からは3月31日ということで、年度で区切っていますとの答弁がありました。

また、委員より、情報の一元化について、秋芳地域情報通信システムに関する市以外の不動産の使用料について、いずれ廃止する時期が来たときの撤去費用について、いろいろシステムが導入されたときには平成25年3月31日まで指定管理者が機能するという評価をしているのか。

加入者数について、現在の告知放送、緊急放送についての課題がクリアできないと廃止できないと思うが、加入促進のための山口ケーブルビジョンへの補助金についての整合性についてのそれぞれ質疑がありました。

執行部より、市以外の不動産の使用料は無償で使用しております。撤去の費用については、無償で使用しているという経緯もありますので、今後協議する必要があると思います。

指定期間については、現在使用されている方がいらっしゃるのので、区切りとして、平成25年3月31日ということで提案しております。現在、500人近い方が秋芳有線放送協会のインターネットに加入されております。加入者のケアも考えなが

ら、将来的には一本化する方向で、今年度地域情報化計画を策定する予定ですので、その中で秋芳有線電話等のあり方について盛り込んでいきたいと思えます。

加入者につきましては、電話が1,811件、そのうちインターネットが493人で、加入率は82%です。

さらに、市長より、無償で美祢市が使用させていただいているところです。撤去に係る費用については今後の課題と思えます。情報の共有について最優先に考えております。7月までには秋芳地域を開局したいとのことで全力で動いておりますが、国とのかかわりもありますので、時期が若干変わってくる可能性もありますとの答弁がありました。

そのほかの質疑につきましては割愛させていただきますが、慎重審査、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、総務企業委員長報告を終わります。

〔総務企業委員長 荒山光広君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

これより議案の討論、採決に入ります。

日程第7、議案第5号平成22年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第6号平成22年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第7号美祢市秋芳地域情報通信施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議員提出議案第5号美祢市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。大中宏議員。

〔大中 宏君 登壇〕

20番（大中 宏君） それでは、議員提出議案第5号美祢市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、本案を提出するに当たりましては、荒山光広議員、布施文子議員、佐々木隆義議員の御賛成をいただいて提出するものであります。

今回、美祢市議会会派の異動によりまして会派数が減少したことに伴い、議会運営委員会の委員の定数を現行の10人から9人に訂正しようとするものであります。議会運営委員会の委員の定数につきましては、会派の申し合わせ事項に基づき、各常任委員会の委員長及び3名以上の会派並びに各党から1名選出することになって

おります。

なお、この委員会条例改正につきましては、さきの議員全員協議会におきまして御検討いただいたところであります。

以上で、提案理由の説明といたします。何とぞ全会一致をもちまして議決賜りますようお願い申し上げます。

〔大中 宏君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより議員提出議案第5号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議員提出議案第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は委員会付託を省略することに決しました。

これより議員提出議案第5号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議員提出議案第5号を採決いたします。本議案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

なお、この後、会派代表者会議をしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

午後3時00分休憩

.....

午後4時54分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、会議規則第9条第2項の規定により、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

この際、申し上げます。私と副議長が一身上の都合により、辞職願を提出いたしております。従って、議長と副議長は退席をいたします。

なお、議長が選出されるまで、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、年長議員は大中宏議員でございますので、御紹介申し上げます。

臨時議長と交代いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

〔議長 秋山哲朗君、副議長 河村 淳君 退席〕

〔臨時議長 大中 宏君 登壇〕

臨時議長（大中 宏君） 只今御紹介をいただきました大中でございます。地方自治法の規定に基づきまして、臨時に議長の職を務めさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

お諮りいたします。この際、仮議長選挙についてを日程に追加し、先議したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（大中 宏君） 御異議なしと認めます。よって、仮議長選挙についてを日程に追加し、先議することと決定をいたしました。

それでは、議事日程表（第1号の1）、平成22年度第2回美祢市議会臨時議会の仮議長の選挙の日程第16の仮議長選挙についてお諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選によりたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（大中 宏君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、南口議員において指名することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（大中 宏君） 御異議なしと認めます。よって、南口議員が仮議長を指

名することに決定をしました。南口議員、お願いいたします。

21番（南口彰夫君） 只今、臨時議長が申されたように、地方自治法に基づいて、仮議長を指名させていただきます。仮議長には、法の趣旨に照らして、大中宏議員が最もふさわしいと思いますので、受諾のほどよろしくお願いいたします。

臨時議長（大中 宏君） それでは、お諮りいたします。只今南口議員から御指名がありました大中宏議員を仮議長の当選人と定めることに皆さんの御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（大中 宏君） 御異議なしと認めます。よって、只今より、指名されました私が仮議長をお引き受けいたします。

仮議長（大中 宏君） お諮りいたします。この際、議長及び副議長の辞職許可についてを日程に追加します。先議したいと思いますので、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

仮議長（大中 宏君） 御異議なしと認めます。よって、議長及び副議長辞職許可についてを日程に追加し、先議することに決定をいたしました。

それでは、日程第17、議長及び副議長辞職許可についてを議題といたします。

それでは、事務局に議長辞職願を朗読させます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） それでは、朗読いたします。

辞職願。今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。美祢市議会副議長河村淳殿。美祢市議会議長秋山哲朗。

辞職願。今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。平成22年5月24日、美祢市議会議長秋山哲朗殿。美祢市議会副議長河村淳。

以上でございます。

仮議長（大中 宏君） それでは、お諮りいたします。秋山哲朗議員の議長辞職及び河村淳議員の副議長辞職を許可することに御異議ございませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 秋山、河村副議長の辞職に伴い、一言意見を述べさせていただきます。

このお二方は、2年前に選挙を通じて、合併後初の選挙を通じて選ばれて、なおかつこの議場で正副議長に任命されました。先ほど来より議長が説明されるように、

この議会は地方自治法に基づいて運営をされています。地方自治法の第93条、議会の議員の任期は4年とすると定められております。さらに103条、議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。議長及び副議長の任期は議員の任期による。こう4年の任期が定められております。残念ながら、今回、一身上の都合ということで職務を辞職されるわけですが、できるならば、お二方に引き続き議長と副議長の職務を任期中全うしていただきたかった。その意見を添えて私の今回の議案提案に対する態度とさせていいたきたいと思えます。

以上です。

仮議長（大中 宏君） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

仮議長（大中 宏君） それでは、なしと認めます。よって、秋山哲朗議員の議長辞職及び河村淳議員の副議長辞職を許可することに決定をいたしました。

秋山哲朗議員及び河村淳議員の復席を許可いたします。

〔秋山哲朗議員、河村 淳議員 復席〕

仮議長（大中 宏君） この際、秋山哲朗議員の議長辞職許可及び河村淳議員の副議長辞職許可については、議会においてこれを許可いたしましたので、本席から秋山哲朗議員及び河村淳議員へお知らせをいたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午後5時08分休憩

.....

午後5時46分再開

臨時議長（大中 宏君） それでは、只今より臨時議長として務めさせていただきます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

只今議長が欠員となっております。

お諮りいたします。この際、議長選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに選挙を行いたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（大中 宏君） 御異議なしと認めます。よって、議長選挙について日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに選挙を行うことに決定をいたしました。

それでは、日程第18、議長選挙についてを議題といたします。

この際、選挙の方法について説明をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） それでは、選挙の方法につきまして御説明申し上げます。

議会で行われます選挙につきましては、地方自治法並びに公職選挙法の規定が一部準用されることとなります。この議会の選挙には、投票による選挙と指名推選の二通りがございます。

投票による選挙につきましては、単記無記名投票で行うことになっております。当選人の決定につきましては、公職選挙法の準用規定がございます。それには法定得票数が定められております。この法定得票数は有効投票の総数を定数で割って、その4分の1であり、その法定得票数を超えて有効投票数の最多数を得た方が当選人になるということでございます。

従いまして、議長は定数が1人でございますので、有効投票の総数が仮に26であった場合、それを定数の1で割り、さらにその4分の1以上、つまり6.5票以上の最高得票者が当選人になるということでございます。

次に、指名推選の方法につきましては、特定の議員あるいは議長が被選挙人を指名し、会議に諮って当選人を決定する方法でございます。指名推選には規定がありまして、選挙の方法を指名推選にすることに全員異議がないこと、また、被指名人が当選人になることについて全員の同意が必要になっております。つまり、指名推選は全会一致ということでございます。

以上で説明を終わります。

臨時議長（大中 宏君） 選挙の方法につきましては、只今事務局長が説明したとおりでございます。

お諮りいたします。選挙の方法は投票をもって行いたいと思います。これに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

臨時議長（大中 宏君） 挙手全員でございますので、議長選挙は投票によることに決定をいたしました。

それでは、これより議長選挙の投票を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（大中 宏君） 只今の出席議員数は26名でございます。

投票用紙を配付させていただきます。投票用紙の配付をお願いします。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（大中 宏君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（大中 宏君） なしと認めます。

それでは、投票箱を改めさせていただきます。

〔投票箱点検〕

臨時議長（大中 宏君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票で行うことになっております。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、氏名点呼に応じて、順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。事務局長。

〔事務局長氏名点呼・議員投票〕

.....

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 馬屋原眞一議員 | 2 番 | 岡山 隆議員 |
| 3 番 | 有道 典広議員 | 4 番 | 高木 法生議員 |
| 5 番 | 萬代 泰生議員 | 6 番 | 三好 睦子議員 |
| 7 番 | 山中 佳子議員 | 8 番 | 岩本 明央議員 |
| 9 番 | 下井 克己議員 | 10 番 | 河本 芳久議員 |
| 11 番 | 西岡 晃議員 | 12 番 | 荒山 光広議員 |
| 13 番 | 柴崎修一郎議員 | 14 番 | 田邊 諄祐議員 |
| 15 番 | 山本 昌二議員 | 16 番 | 布施 文子議員 |
| 17 番 | 佐々木隆義議員 | 18 番 | 原田 茂議員 |
| 19 番 | 村上 健二議員 | 20 番 | 大中 宏議員 |
| 21 番 | 南口 彰夫議員 | 22 番 | 安富 法明議員 |
| 23 番 | 徳並 伍朗議員 | 24 番 | 竹岡 昌治議員 |
| 25 番 | 河村 淳議員 | 26 番 | 秋山 哲朗議員 |

.....

臨時議長（大中 宏君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（大中 宏君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（大中 宏君） それでは、只今より開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に徳並伍朗議員、原田茂議員を指名いたします。

それでは、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

臨時議長（大中 宏君） それでは、選挙の結果を御報告いたします。

投票総数は26票です。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票が25票、無効投票が1票でございます。

有効投票中、秋山哲朗議員15票、河村淳議員10票。

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は、無効がありましたので6,25票でございます。

よって、秋山哲朗議員が議長に当選をされました。

只今議長に当選されました秋山哲朗議員に、会議規則第32条第2項の規定によりまして、本席から告知をいたします。

これにて議長選挙を終了いたします。

それでは、私の任務が終わりましたので、秋山哲朗議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

〔臨時議長 大中 宏君 議長席より退席〕

議長（秋山哲朗君） 只今多くの議員の皆様方の御賛同を得まして議長に選んでいただきましてまことにありがとうございます。心より感謝申し上げます。

先ほど議員の皆様方には、私の思いを伝えました。しかし、恐らく市民の皆様方は私の考え方がまだわからないと思いますので、少し私の思いをここで述べさせていただきます。

先ほども申しましたけども、昨年12月に第1次美祢市の総合計画が策定をされております。そしていよいよ今年度よりこれが実施計画、そしてその事業展開が

なされようとしているわけでございます。今まさに民主党政権が行っております事業仕分け、当然我々議員といたしましても今の美祢市の財政状況、さらには社会環境、これ等をかんがみながら議論をしていかなくちゃいけないというふうに考えている次第であります。

次に、私の念願でございました議会改革、この2年間進めてきたわけでございますけれども、まだまだ足りない部分があるかと思っております。御存知のように昨年の夏の衆議院選挙で政権が自民党から民主党にかわりました。そういった中で、地方分権から地方地域主権改革へとかわってきているわけでございます。当然そういった中での我々の議会の役目、二元代表制でございますので議会の役目、役割というのは非常に大切なものがあるわけでございます。そうした中での議員としての立場を明確なものにするためにも、議会の基本条例の制定は必要なことだというふうに思っております。これもしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

そして次に、本当に必要な特別委員会の設置。三つの特別委員会の設置を今考えております。一つは、継続になっております産業振興対策の特別委員会、これは美祢市にとっての大きなことでございます。そうした中でのまちづくり条例の制定、さらには今年度より取り組まれるというふうに聞いております総合観光計画、これ等への取り組み。この中での昨年度より継続になっておりましたジオパークへの登録認定、こういった問題に取り組む特別委員会、まだ名前等は考えておりませんが、皆さんとともに考えていきたいと思っております。

最後に、先ほど言いました議会改革、どうやったら議会改革ができるかという議会のあり方検討委員会、名前はどうか、ほんとに議会がこうありたい、こうしなくちゃいけないということを皆様とともに考える特別委員会をつくっていきたいというふうに思っております。

まだまだ力量不足といいますか、ほんとに皆様方の目から見れば反省すべき点がたくさんあると思っております。しかし、美祢市の議会がこう変わったよ、こういうふうになったよ、そういう議会を目指して一生懸命私なりに粉骨砕身努力する所存でございますので、皆さん方とともにこの2年間歩んでまいりたいと思っておりますので、御支援のほどよろしくお願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

この際、暫時休憩をいたします。このあと全員協議会を開きたいと思っておりますので

よろしくお願ひ申しあげます。

午後6時09分休憩

.....
午後6時41分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

先ほど副議長が欠員となっております。お諮りいたします。この際、副議長選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、副議長選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに選挙を行うことに決しました。

日程第19、副議長選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法は投票をもって行いたいと思います。これに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手全員であります。よって、副議長選挙は投票によることに決定をいたしました。

なお、念のために申し上げますが、投票の方法については先ほど局長が議長選挙で説明したとおりでございます。

それでは、これより副議長選挙の投票を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（秋山哲朗君） 只今の出席議員数は26名でございます。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

議長（秋山哲朗君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（秋山哲朗君） 異状なしと認めます。

申し上げます。投票は単記無記名投票で行うことになっております。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、氏名点呼に応じて、順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。事務局長。

〔事務局長氏名点呼・議員投票〕

.....

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 馬屋原眞一議員 | 2 番 | 岡山 隆議員 |
| 3 番 | 有道 典広議員 | 4 番 | 高木 法生議員 |
| 5 番 | 萬代 泰生議員 | 6 番 | 三好 睦子議員 |
| 7 番 | 山中 佳子議員 | 8 番 | 岩本 明央議員 |
| 9 番 | 下井 克己議員 | 10 番 | 河本 芳久議員 |
| 11 番 | 西岡 晃議員 | 12 番 | 荒山 光広議員 |
| 13 番 | 柴崎修一郎議員 | 14 番 | 田邊 諄祐議員 |
| 15 番 | 山本 昌二議員 | 16 番 | 布施 文子議員 |
| 17 番 | 佐々木隆義議員 | 18 番 | 原田 茂議員 |
| 19 番 | 村上 健二議員 | 20 番 | 大中 宏議員 |
| 21 番 | 南口 彰夫議員 | 22 番 | 安富 法明議員 |
| 23 番 | 徳並 伍朗議員 | 24 番 | 竹岡 昌治議員 |
| 25 番 | 河村 淳議員 | 26 番 | 秋山 哲朗議員 |

.....

議長（秋山哲朗君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（秋山哲朗君） これより開票を行います。

立会人に徳並伍朗議員、西岡晃議員を指名いたします。

〔開票〕

議長（秋山哲朗君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 26 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 26 票、無効投票 0 票。

有効投票中、安富法明議員 13 票、布施文子議員 13 票。

以上のとおりでございます。

すなわち、安富議員の得票と布施議員の得票が同数であり、しかもこの得票数は法定得票数の 6.5 票を超えております。よって、地方自治法第 118 条の規定により、準用する公職選挙法第 95 条の規定によって、当選者はくじで定めることになりました。

まず、くじを引く順序を決め、その順序に基づいて当選人を定めるくじを引いていただくことにいたします。

以上、御了承願います。

安富議員、布施議員の登壇を願います。

〔安富法明君、布施文子君 登壇〕

〔くじ引き順序抽せん・くじ引き当選人抽せん〕

議長（秋山哲朗君） 只今副議長に当選されました布施議員に、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、本席から告知いたします。

これにて副議長選挙を終了いたします。

この際、布施副議長よりごあいさつがございます。副議長、どうぞお願いいたします。

副議長（布施文子君） 只今、選挙によりまして同数ということでございまして、くじ引きをした結果、私が副議長に選任をされました。大変光栄なことであるとは思いますが、今ひしひしとその責任の重大さを痛感しております。何分にも浅学非才な私でございますが、秋山議長さんは豊かな経験と高い見識を持った議長さんでありますので、私もともに頑張って議長さんを補佐していきたいと思っております。私の人生の勉強だと考えております。どうぞ皆様方の御指導、御支援をよろしく願いいたしまして、簡単ではございますが、ごあいさつにさせていただきます。

議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。副議長が改選されたことに伴い、議席の一部変更についてを日程に追加することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議席の一部変更についてを日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第20、議席の一部変更についてを議題といたします。

指定する議席を報告いたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） それでは、御報告申し上げます。

16番、佐々木隆義議員、17番、原田茂議員、18番、村上健二議員、19番、河村淳議員、20番、大中宏議員、21番、南口彰夫議員、22番、安富法明議員、23番、徳並伍朗議員、24番、竹岡昌治議員、25番、布施文子議員。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 以上のとおりでございますが、これに変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。只今の報告のとおり議席を指定いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

議員さんは議員全員協議会を開催いたしますので、第1・第2会議室にお集まりください。

午後7時07分休憩

.....

午後8時10分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第12、常任委員会委員の選任についてから、日程第14、議会運営委員会及び常任委員会の正・副委員長の名報告についてを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長の指名により、常任委員会委員並びに議会運営委員会委員を選任いたしました。また、各委員会におきまして、それぞれ正・副委員長が互選されておりますので、事務局より併せて報告いたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） それでは、御報告申し上げます。

総務企業委員会、委員長、安富法明議員、副委員長、原田茂議員、委員、秋山哲

朗議員、布施文子議員、竹岡昌治議員、南口彰夫議員、山中佳子議員、三好睦子議員、高木法生議員。

次に、教育民生委員会です。委員長、山本昌二議員、副委員長、岡山隆議員、委員、徳並伍朗議員、大中宏議員、柴崎修一郎議員、荒山光広議員、西岡晃議員、河本芳久議員。

続きまして、建設観光委員会です。委員長、佐々木隆義議員、副委員長、馬屋原眞一議員、委員、河村淳議員、村上健二議員、田邊諄祐議員、下井克己議員、岩本明央議員、萬代泰生議員、有道典広議員。

続きまして、議会運営委員会です。委員長、柴崎修一郎議員、副委員長、河本芳久議員、委員、竹岡昌治議員、安富法明議員、南口彰夫議員、村上健二議員、佐々木隆義議員、山本昌二議員、岡山隆議員。

以上で御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 以上で、日程第12、常任委員会委員の選任についてから日程第14議会運営委員会及び常任委員会の正・副委員長の氏名報告についてを終わります。

この際、各委員会の正・副委員長のごあいさつをお願いいたします。

まず、議会運営委員会の正・副委員長、どうぞお願いいたします。

議会運営委員長（柴崎修一郎君） 先ほど、議会運営委員会の委員長に選任されました柴崎と河本副委員長でございます。先ほどの秋山議長就任のあいさつで三つの政策を発表されました。これにつきまして、実現に向けて私ども議会運営委員長としまして全力で議会がスムーズにいくように尽くしたいと思います。その意味で皆様方の御協力のほどぜひお願いいたしまして、簡単ではございますけど、就任のあいさつにかえさせていただきます。どうも。

議長（秋山哲朗君） 続いて、総務企業委員会の正・副委員長、どうぞお願いいたします。

総務企業委員長（安富法明君） 先ほど総務企業委員会の委員長を拝命をいたしました安富と副委員長の原田でございます。とかく総務企業委員会、審議が難航する場合がございますけれども、極力スムーズな委員会運営ができますように努めてまいりたいというふうに思っておりますので、皆様方の御協力を何とぞよろしくお願いを申し上げます、ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願

します。

議長（秋山哲朗君） 続いて、教育民生委員会の正・副委員長、どうぞお願いいたします。

教育民生委員長（山本昌二君） 失礼いたします。先ほどの委員会の席で委員長山本、そして副委員長岡山、選任といいますが、受けたわけです。教育民生となると、どうしても子供たちのことが一番私は気にかかってやれないところでございます。これにつきまして、市の基本構想あるいは各機関等の皆さん方の基本計画等を十分承知いたしまして頑張っていきたいというふうに思っております。失礼しました。

議長（秋山哲朗君） 以上をもって議会運営委員会並びに常任委員会の正・副委員長のあいさつを（発言する者あり）失礼いたしました。1枚抜かしておりました。御無礼いたしました。

続いて、建設観光委員会の正・副委員長、どうぞお願いいたします。大変失礼いたしました。

建設観光委員長（佐々木隆義君） 失礼いたします。先ほどの全協で建設観光委員長を拝命いたしました佐々木と副委員長の馬屋原でございます。さきの本会議でも申し上げましたとおり、只今観光振興計画も作成中である。非常に美祿市は観光振興に市長も力を入れていらっしゃるところであります。また、観光協会、これも解散し近々発足をするという状況であります。大事なときの委員会であります。スムーズな運営ができますように、私どもも十分頑張っていきたいと思っておりますので、この上ない御指導をお願い申し上げます。簡単であります、ごあいさつにかえさせていただきます。

議長（秋山哲朗君） 以上をもって議会運営委員会並びに常任委員会の正・副委員長のあいさつを終わります。

お諮りいたします。地方自治法第109条の2第5項において準用する第109条第9項の規定により、議会運営委員会は、閉会中におきましても地方自治法第109条の2第4項に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会は、閉会中におきましても地方自治法第109条の2第4項に掲げる事項に関する調査を行い、

議案、陳情等を審査することに決しました。

日程第15、美祢市萩市競艇組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決しました。

お諮りいたします。指名は議長において行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

指名いたします。美祢市萩市競艇組合議会議員に、秋山哲朗議員、徳並伍朗議員、村上健二議員を指名いたします。

お諮りいたします。只今議長において指名いたしましたとおり当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、指名のとおりに当選人と定めることに決しました。

只今、美祢市萩市競艇組合議会議員に当選されました議員に、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

これにて、美祢市萩市競艇組合議会議員選挙についてを終了いたします。

以上をもちまして、本議会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

これにて平成22年第2回美祢市議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後8時20分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年5月24日

美祢市議会前議長 秋山哲詞

美祢市議会臨時議長 大中 宏

美祢市議会仮議長 大中 宏

美祢市議会議長 秋山哲詞

会議録署名議員 村上健二

” 大中 宏